

扇田環境センターの受入条件等について

熊本市扇田環境センターにおけるごみの受入条件等は次のとおりです。

1. 熊本市内で発生したものであること

扇田環境センターは、熊本市で発生した一般廃棄物を処理するために整備した施設です。
熊本市の区域外で発生した一般廃棄物の処分は、発生した区域を管轄する市町村役場にお尋ねください。

2. リサイクルできないものであること

リサイクルできるものは、扇田環境センターへ持ち込まないでください。
リサイクルできるものの処理は、民間のリサイクル業者にお尋ねください。

3. 一般廃棄物であること

(1)家庭から排出される「埋立ごみ(一部を除く。)」及び「大型ごみ(一部を除く。燃えないものに限る。)」
(2)事業活動から出る不燃性ごみのうち、一般廃棄物であるもの。

4. 受入条件が守られていること

以下の受入条件を守って持ち込んでください。

《扇田環境センターの受入条件》

扇田環境センターでのごみ受入れは、以下の3つの方法で行います。

(1)破碎現場での受入れ

持ち込まれたごみにより埋め立てられる量を減らすために、破碎機で小さく碎きます。
さらに、磁選機で鉄の回収を行うとともに、可燃部分を選別して焼却施設で焼却しています。

【受入条件】

金属やガラス・陶磁器などの不燃物が含まれているために、環境工場で焼却できないもの。
取り外すことができる可燃物が外されていること。

【受け入れる品目の具体例】

・ドライヤー、カメラ、時計、照明器具などの小型電化製品 ・扇風機、掃除機、ワープロ、プリンターなどの電化製品 ・スプリング入りのソファ、フレーム入り椅子などの家具類 ・ホチキス、カッター、はさみ、パンチなどの文房具 ・スプーン、フォーク、ホットプレート、炊飯器などの食器・調理器具 ・ビデオデッキ、ラジカセ、スピーカーなどのオーディオ類 ・ルームランナー、サイクリングマシンなどの健康器具 ・ゴルフクラブ、金属バットなどのスポーツ用品	など
--	----

【受け入れない品目の具体例】

以下のものは、金属を多く含むなど、民間施設でリサイクルできるため、扇田環境センターでは受け入れません。

・家電4品目(テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコン)、パソコン ・電子レンジ、オーブンレンジ ・スプリング入りマットレス ・金属製の机、テーブル、棚、本棚、ロッカー、 ・湯沸かし器、ガスコンロ、給湯用ボイラー、太陽熱温水器、 ・ブラウン管式モニター、塗料缶等の缶、トタン板、耐火金庫、消火器 ・電子ピアノ、エレクトーン、オルガン(事業ごみに限る。)	など
---	----

(2)埋立現場での受入れ

破碎機で小さく砕く必要がないものなどについて、直接埋立処分を行います。

【受入条件】

プラスチックなどの可燃物や金属をほとんど含まないもの及び自然物。

【受け入れる品目の具体例】

・板ガラスや電球、鏡、食器などのガラス類 ・茶碗や植木鉢などの陶磁器類 ・レンガ、タイル、瓦、ブロック、コンクリート片、石膏片(家庭ごみに限る。) ・石、砂、土(家庭ごみに限る。) ・消火器の粉	など
---	----

(3)仮置き場での受入れ

環境工場で処理できないものについて、民間リサイクル業者に処分を依頼するまでの間、保管します。

【受入条件】

環境工場で処理できないもののうち、本市が認めるもの(木及び乾電池のみ)であること。

【具体的な品目ごとの追加条件】

品目名	受入条件	その他
丸太・木くず	断面の直径又は長辺が20cmを超えるもの。 長さが4mを超えるもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
木の根	直径20cmを超えるもの。 泥を落としてあるもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
使用済み乾電池	充電式のを除く。 ボタン型のを除く。	充電式、ボタン型のは、販売店の回収ボックスを利用すること。